

一般社団法人現代俳句協会 ハラスメント防止規程

令和6年5月20日制定

第1条(目的)

本規程は、「一般社団法人現代俳句協会規約」第22条及び第23条に基づく「ハラスメント防止に関する基本方針」に則り、一般社団法人現代俳句協会（以下、「協会」という）におけるハラスメントを防止するために、全ての社員（以下、「協会員」という）及び協会が雇用する職員（以下、「職員」という）が遵守すべき事項、ならびにハラスメントに起因する問題に関する経営管理上の措置等を定め、ハラスメントのない快適な運営環境を保つことを目的とする。

第2条(定義)

- (1) 「ハラスメント」とは、何らかの関係性において、強者ないし多数者の立場にあるものが、弱者ないし少数者に不当に力を行使して、不利益を与えることをいう。
- (2) 本条1項の「何らかの関係性」とは、協会内での地位に限らず、協会外での地位、経済力、ジェンダー、性自認やジェンダー表現、性的指向、障がい、外見、身体的特徴、病歴、人種、民族、国籍、年齢、宗教、個人的嗜好など、相対的に「強者ないし多数者」及び「弱者ないし少数者」の力関係が生じるものを指す。
- (3) 本条1項の「力を行使」することには、本条2項における力関係に基づく行使及びその関係性を背景とした行使が含まれる。
- (4) 本条1項の「不当」には、法律または社会通念に反することに限らず、協会業務上必要かつ相当な範囲を超えていることも含まれる。
- (5) 本条1項の「不利益を与える」には、対象者個人の人格や尊厳を侵害すること、対象者に身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、及び、対象者の協会における在籍ないし業務環境を害することが含まれる。
- (6) 本条前各項の定義により、本規程の「ハラスメント」には、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、ジェンダーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント、就活ハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントをはじめ、社会的に広く認知されているハラスメントは全て含まれている他、広く認知されていないハラスメント及びマイクロアグレッションも含まれる。

第3条(禁止行為)

協会員及び職員は、いかなる場合においても、協会の業務運営においてハラスメントに該当するか、該当すると疑われるような行為を行ってはならない。

第4条(協会の役割及び責務)

- (1) 協会は、ハラスメントが発生しないよう経営管理上の措置を講じるものとする。

- (2) 協会は、協会業務の場において、ハラスメントのような人権侵害行為を許さないことを宣言する。
- (3) 協会は、協会員及び職員のハラスメントに関する相談・苦情等に対処するための窓口を事務局に設置するものとする。
- (4) 協会は、相談・苦情を申し出た社員のプライバシーを、必要かつ相当な範囲において、最大限守るものとする。
- (5) 協会は、ハラスメントと疑わしき問題を認識した場合において、迅速かつ適切にその解決のための措置を講じなければならない。また、事情に応じて、その実態調査や再発防止等の対応を迅速かつ適切に行うものとする。
- (6) 協会は、ハラスメントと疑わしき問題を認識した上で、協会員または職員がハラスメントを受けている事実を認識した場合、これを黙認する行為をしてはならない。

第5条(協力)

- (1) 協会員及び職員は、他の協会員及び職員等の人格を重んじ、ハラスメントのない組織を形成するよう協力し合うものとする。
- (2) 協会員及び職員は、協会がハラスメント防止の研修、その他ハラスメント防止のために必要な措置を講じる場合には、これに協力するものとする。

第6条(相談及び苦情への対処)

- (1) 協会は、ハラスメントと疑われるような行為が行われたこと、または、行われようとしているとの協会員または職員からの相談及び苦情の相談窓口を事務局に設けることとし、その責任者は事務局長とする。
- (2) 協会員及び職員は、ハラスメントを受けたと思われる場合、もしくはハラスメントが発生する危惧があると思われる場合、事務局に相談及び苦情を書面ないし HP の連絡フォームにより申し出ることができる。但し、ハラスメントの事情により、事務局への相談・苦情等が難しい場合、当該協会員または職員は、協会の代表理事または専務理事に直接通報できる。
- (3) ハラスメントを目撃した協会員及び職員は、直ちに事務局に連絡しなければならない。但し、ハラスメントの事情により、事務局への連絡が難しい場合、協会の代表理事または専務理事に直接連絡できる。
- (4) ハラスメントの被害者に限らず、他の協会員及び職員も、ハラスメントに関する相談及び苦情を事務局に申し出ることができる。但し、ハラスメントの事情により、事務局への連絡が難しい場合、協会の代表理事または専務理事に直接通報できる。
- (5) 事務局に対する相談及び苦情の申し出は、相談者、行為者、被害者及びその他関係者について、原則として実名にて行うものとする。但し、プライバシーの保護等を考慮する必要があると協会が判断した場合には匿名での申し出を認めることがある。
- (6) 事務局の担当者は、前各項における申し出ないし連絡があった場合、相談者からの事実確

認の後、責任者である事務局長に報告し、事務局長は、専務理事に報告するものとする。但し、窓口を経ないで、代表理事ないし専務理事に直接通報ないし連絡があった場合は、この限りでない。

- (7) 協会は、相談者の人権にも配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者及びその他関係者に対して、実態調査を行う場合がある。
- (8) 協会は、必要に応じて、法務顧問等の社外専門家や理事、監事、評議員、特別顧問、顧問、参与に意見を求めるものとする。
- (9) 協会は、ハラスメントに関して知り得た内容を、みだりに漏洩してはならず、また、正当な理由によって明らかにする場合にも関係者のプライバシー、人格を侵害しないよう配慮しなければならない。また、協会は、申し出や連絡を行った人間に対して、または、事実関係の確認に協力した人間に対して、それを理由としての不利益な取扱いを行ってはならない。
- (10) 協会は、協会員及び職員に対する、協会員及び職員以外の外部人物からのハラスメントに関しても、協会の業務運営上で生じた場合、且つ、協会員ないし職員からの相談ないし報告を受け、事実関係を調査の上、当該ハラスメントの事実が確認された場合には、ハラスメント行為をした相手側に苦情を申し立てる等、対応を協議するものとする。

第7条(実態調査)

- (1) 第6条にて申し出ないし連絡があったハラスメント事案について、協会は必要に応じて行為者、被害者及び他の協会員・職員等に対して、実態調査を行う場合がある。
- (2) 協会は、相談者等からの聴取を含む事実関係の資料に基づき、行為者本人及び被害者本人の双方より別々に説明を求め、双方の言い分を客観的に聴取し、必要あるときは双方の関係者等にも説明を求め、聴取を行う場合がある。また、他の協会員ないし職員等の意見を聴取するため、アンケート等の方式にてヒアリングを求める場合がある。
- (3) 前項における聴取及び説明を求められた協会員及び職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- (4) 本条における実態調査において事実と乖離するもしくは過少及び過大な申告や報告があった場合、または、知り得ている情報を故意に開示しない場合には、懲戒処分の対象となる可能性がある。
- (5) 第6条にて申し出ないし連絡があったハラスメント事案及び本条の実態調査においては、その内容を必ず記録する。
- (6) 前項の記録を含め、調査、審議した事実、内容等の情報は、内容が改竄されたり、漏洩されたりしないよう、事務局において厳重に保管するものとする。

第8条(誹謗中傷・虚偽の申し立ての禁止)

- (1) 協会員及び職員は、ハラスメントの相談や問題解決の過程において、協会または個人を誹謗中傷することを目的とした申し立て及び証言、並びに虚偽の申し立て及び証言を行ってはならない。

- (2) 協会は、相談窓口及び実態調査に対する協会員または職員の申し立てや証言が、協会または個人を誹謗中傷することを目的としたもの、または虚偽であると判断した場合には、当該協会員または職員について懲戒処分を行うものとする。
- (3) 前項における協会員または職員の申し立てや証言によって協会に損害を与えた場合は、協会は、当該協会員または職員に対し損害賠償を請求、または必要に応じて民事訴訟を提起することがある。但し、これにより前項の懲戒処分を免れるものではない。
- (4) 協会は、勤務時間中に職員が相談窓口に対する申し立てを繰り返し業務に支障を生じさせた場合、職務専念義務に違反しているものとして、当該社員について懲戒処分を行うことがある。

第9条(事実関係の認定)

協会は第7条の調査等に基づき、ハラスメントの事実の有無及びその程度につき、認定を行い、相談者、行為者、被害者に対してその結果を報告する。但し、プライバシーの保護等を考慮する必要があると協会が判断した場合には、報告しないことがある。

第10条(事実関係認定後の措置)

- (1) 協会は、第6条8項の意見を含め、調査、審議の結果により、行為者または被害者の異動、または被害者の環境変更等について適切な措置を講じる。この措置は懲戒処分を行わなかった場合にも必要と認められる場合は行うこととする。
- (2) 第9条におけるハラスメントの事実の有無を問わず、問題されている行為が、日本国内の法律に著しく違背すると協会が判断した場合、協会は、警察ないし関係当局に通報したり情報提供したりできる。

第11条(懲戒処分)

- (1) 協会は、ハラスメントの行為が認められた協会員または職員に対し、適正と思われる懲戒処分を行うものとする。
- (2) 行為者がさらにハラスメントに該当する行為を繰り返した場合、または同時に複数のハラスメントに該当する行為をした場合は、その処分を加重する。
- (3) 協会は、第7条4項、第8条2項の対象行為を行った協会員または職員、及び、第8条4項の対象行為を行った職員についても、懲戒処分を行うものとする。
- (4) 協会は、前各項の懲戒処分に、第6条8項の意見を反映させる場合がある。
- (5) 懲戒処分の内容を決定する者は、専務理事もしくは理事会が事前に指名した役員とするが、行為者の身分及び行為の軽重等により、代表理事、理事会、総会の一つ以上による場合もある。

第12条(改廃)

協会は、経営又は業務上の事由ならびに経済社会事情、法令、地域環境、社会通念等の変化、

その他諸事情等の変化に応じ、本規程の改廃を行う。改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附 則

1. 本規程は令和6年5月20日より施行する。

以 上